

答 申 個 第 5 3 号

平成28年6月22日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年4月10日付け西地第7号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

西京区役所発コンプライアンス推進室宛て文書ほか2件の不存在による非開示決定処分についての異議申立てに対する決定（諮問個第74号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年12月8日に、実施機関の西京区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書（以下「本件文書」という。）の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

ア H25年9月西京区役所発京都市（コンプラ）宛文書が欲しい。

タイトル、市民と当区の折衝経過（役所のねつ造）及び対応について。

イ 上記文書の項目6（1）に除籍の訂正跡（すなわち隠ぺい？してある条件のんだ件）は何度も説明の上お詫びしていると明記してある。ついては何度も説明の上お詫びしている文書を一切合切欲しい。

ウ 条件誤飲は説明不足としてわびたと書いた文書も欲しい。市長名の回答H25.2.18文書

エ 私宛文書（平成24年3月14日付、平成24年3月23日付）

オ 西京区は法務局からとり戻した由その時の決裁書類等一切合切欲しい。

- (2) 実施機関は、本件文書ア、エ及びオを保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年12月22日付けでその旨を異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、上記イ及びウに対応する公文書として市長への手紙に対する回答7件を特定し、同日付けで個人情報開示決定処分を行っている。

- (3) 異議申立人は、平成27年3月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 異議申立てに係る文書について

ア 本件請求アに係る文書について

平成25年9月に西京区役所が発出した文書（タイトル：●●様の戸籍に係る西京区役所との折衝経過及び対応等について）（以下「本件公文書1」という。）に、主観的な評価（捏造された文書）を加えて請求しているものである。

イ 本件請求エに係る文書について（以下「本件公文書2」という。）

西京区役所市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）が発出した文書であり、地域力推進室では保有していない。

ウ 本件請求オに係る文書について（以下「本件公文書3」という。）

異議申立人が求める文書については、地域力推進室では保有していない。

異議申立人の戸籍再製については、相談から再製に至るまで市民窓口課が所管課として事務を行っており、当該文書を保有している可能性があるとするれば、同課である。しかし、同課においても、異議申立人から当該文書の開示請求を受け、不存在による非開示決定（H26/12/22付け）をしている。

(2) 本件公文書1、本件公文書2及び本件公文書3を不存在による非開示としている理由について

ア 本件公文書1については、行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）において、本件請求に先立つ平成26年10月17日の異議申立人による別の開示請求に対して、平成26年11月19日に既に開示している。このほかにも、以下の表のとおりコンプライアンス推進室において、何度も同文書の開示を行っている。

請求日	通知日	開示日
平成26年10月17日	平成26年11月7日	平成26年11月19日及び平成27年1月7日
平成26年10月21日	平成26年11月11日	平成26年11月19日及び平成27年1月7日
平成26年11月12日	平成26年11月28日	平成26年12月3日

本件請求アについては、当該文書が異議申立人の主観的評価である「ねつ造された」文書であるとの主張を実施機関に認めさせるものであると言わざるを得ず、権利の濫用に当たるものであるため、実施機関は対象公文書を開示する義務はない。

イ 本件公文書2及び本件公文書3については、市民窓口課の業務に関する文書であり、地域力推進室では文書を作成又は保有していない。加えて、「市民窓口課の担当なら、事前に私と調整してください」との主張は、地域力推進室が当該文書を保有していないことを異議申立人自身が認めていることを示唆するものであり、異議申立ての理由とはなり得ないものである。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

私は当事者なので嘘と知っているからです。また、現職が役所だけ（お互い？）ねつ造合戦しましょうと言ったからです。今回、ズバリ私は役所のねつ造文書が欲しいのです。

不存在はおかしい。総務の不正行為なので、適当なことを言って正当化した。私は西京区の総務に対して請求している。コンプラが何回開示しても、西京区の総務の開示件数に算入できない。

権利の濫用（市民の主張を役所に認めさせる行為）は断じてない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書1について

ア 本件請求アにおいて、異議申立人は平成25年9月と時期を指定しており、その時期は本件公文書1に対応している。また、異議申立人は上記4(2)アのとおり繰り返し開示を受けていると認められる。以上の状況から見て、異議申立人は、個人情報開示請求によって実施機関から繰り返し開示を受けている本件公文書1に、「役所のねつ造」といった「修飾語」を付けて、再度当該文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 本件請求アに係る処分について

異議申立人は、平成25年度以後多数の個人情報開示請求及び異議申立てを繰り返しており、その中には、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている例が多数見受けられる。このような状況の下、当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において、異議申立人の「修飾語」は文書の特定にとって必要な文書内容を説明するためのものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで異議申立人の当該文書に対する主観的評価を加えているものであり、実施機関に開示決定を行わせることで当該文書が異議申立人の主観的評価である「修飾語」に該当する文書であると認めさせたいというものであると推認でき、異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ないと判断した。

実施機関は、本件請求以前に、異議申立人からの個人情報開示請求に対し、本件公文書1を複数回開示していることが認められる。

本件請求アは、異議申立人が以前の請求により既に取得済みである文書に対して、平成25年9月と時期を特定したうえで、異議申立人の主張する「役所のねつ造」といった「修飾語」を付して請求しているものであり、上記答申個第26号で判断した請求と同様に、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものであるため、権利の濫用に当たり、実施機関は対象公文書を開示する義務はなく、結果として本件請求アに係る本件処分は妥当なものであると認められる。

(2) 本件公文書2及び本件公文書3について

ア 本件請求エにおいて、異議申立人が求めている文書は、異議申立人の戸籍の再製に関して、平成24年3月14日付け及び平成24年3月23日付けで西京区役所から異議申立人宛てに発出された文書である。

また、本件請求オにおいて、異議申立人が求めている文書は、上記平成24年3月14日付け及び平成24年3月23日付けの文書を西京区役所が法務局から取り戻した際の決裁書類である。

イ 本件請求エ及び本件請求オに係る処分について

当審査会は、平成28年1月28日付け答申個第44号の事案において、実施機関に対して戸籍事務の所管について説明を求めたところ、区役所における戸籍事務の担当課は市民窓口課なので、同課において異議申立人の戸籍の再製事務に直接対応しているとのことであり、この説明に疑問の余地はない。地域力推進室は、区役所の総務事務を所管する部署であって、戸籍の再製に係る事務の直接の当事者ではないため、戸籍の再製に関する文書を作成及び取得する立場にはない。したがって、地域力推進室は、本件公文書2及び本件公文書3のいずれも作成又は取得していないとする実施機関の説明は、特段の事情がない限り不合理なものとは言えない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年4月10日	諮問（諮問個第74号）
5月8日	実施機関からの理由説明書の提出
6月10日	異議申立人からの意見書の提出
11月26日	審議（平成27年度第8回会議）
平成28年2月26日	審議（平成27年度第11回会議）
3月24日	審議（平成27年度第12回会議）

5月25日 審議（平成28年度第1回会議）

6月22日 審議（平成28年度第2回会議）

- ※ 実施機関の理由説明は、審査会が必要がないと認め実施しなかった。
- ※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）